

令和4年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和4年9月1日（木）午後6時00分～7時10分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向 田 直 範 会長
矢 吹 徹 雄 副会長
植 松 美由紀 委員
斯 波 悦 久 委員
伊 藤 育 子 委員

[市 長] 加 藤 龍 幸

[事務局] 総務部長 大塚 隆宣
同部総務課長 東 邦彦
同課文書・法制担当 主査 江部 靖
同課文書・法制担当 主事 藤本 夏樹

傍聴者 0人

議 題

【諮問】

- ・個人情報の保護に関する法律の改正に伴う石狩市個人情報保護制度の見直しについて

○第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【東 課 長】 お晩でございます。本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の審査会でございますが、お手元の会議次第に沿って、進めさせていただきたいと存じます。

それから皆様のお手元に、1つずつ、マイクをご用意させていただいております。昨年の審査会から使用しておりますが、マイクで発言された内容につきまして、パソコンのソフトが自動で議事録を作成するシステムを使用いたします。発言の際には、どうかご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

開会にあたりまして、向田会長に一言お願いしたいと存じます。

【向田会長】 皆さんこんばんは。お忙しいところどうもありがとうございます。

令和4年に入りまして第2回の石狩市情報公開・個人情報保護審査会ということになります。これから、大きい議題が出てきますので、審議の程よろしくをお願いいたします。

それではどうぞ、説明をお願いいたします。

【東 課 長】 はい。会長ありがとうございます。

本日の議題につきましては、諮問案件1件となっております。なお、会議の開催方法は、公開となっておりますのでご報告申し上げます。

【向田会長】 それでは早速、諮問のほうに移りたいと思います。市長、よろしく願いたいいたします。

【市 長】 =諮問書の読み上げ=

【東 課 長】 ありがとうございます。市長はこの後、公務がございますので、ここで退席をさせていただきたいと思います。

【市 長】 皆さん、どうぞよろしく願いたいいたします。失礼します。

【市長退出】

【向田会長】 それでは、事務局から本日の諮問内容と資料について説明をお願いいたします。

【東 課 長】 それでは、私の方から資料の説明に入ります前に、これまでの背景、経緯等につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

本市では、国が平成15年に制定いたしました「個人情報保護法」、こちらに先立ちまして、平成10年に石狩市個人情報保護条例が制定されてございます。

それ以来、市民の個人情報の収集、適正管理、利用及び提供に関しましては、当該条例に基づきまして、また、当審査会の意見を賜りながら、適切な事務の執行に努めてまいるとともに、市民の皆様に対しましては、自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利の保障に努めてきたところでございます。

また、昨年5月には、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されまして、この中におきまして「個人情報保護法」が改正されてございます。

なお、施行の時期についてですが、地方公共団体につきましては、明年4月1日とされているところでございます。

さて、改正後の主な改正個人情報保護法の中身についてですが、従前の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、そして独立行政法人等個人情

報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、本市を含めまして、全ての地方公共団体の個人情報保護制度が、統合後の法律におきまして、全国の共通ルールとして規定され、また、個人情報保護制度全体の所管が、国の「個人情報保護委員会」に一元化されてございます。

従いまして、本市におきましても改正法の適用を受けますことから、関係する個人情報保護条例等の見直しが必要となってくるところでございます。

なお、国からの指針によりますと、地方公共団体が条例で定める事項につきましては、開示請求等に係る手数料に関するもののほか、必要最小限の独自の保護措置を定めることが認められているところでございます。

しかしながら、改正法と重複する規定を設けることは許容されないこと等が示されているところでございます。

これらを踏まえまして、本市におきましては、現在、運用しております石狩市個人情報保護条例を廃止いたしまして、改正法の施行に必要な条例を制定する必要がございます。

しかしながら、本市における現状の個人情報保護制度の基本的な理念が維持されますよう、整備を行う必要があると考えてございます。本日はこのような内容で諮問させていただいております。

最後になりますが、本日も大変なご苦勞をお掛けいたしますが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

この後につきましては、詳細について江部の方より説明させていただきます。よろしくお願いたします。

【事務局】 事務局の江部です。それでは、諮問内容について、私からご説明申し上げます。座って失礼させていただきます。

最初にお手元の資料の確認からまいります。資料については、事前に郵送させていただいておりますが、本日、追加資料として4-1、差替の資料として、資料5、資料6、資料7を机の上にご用意いたしました。

本日、初めてお渡しする資料は、4-1、赤色の蛍光ペン。差替となる資料5から資料7については、黄色の蛍光ペンで色をつけています。

資料5と資料7は、8月19日にメールで差替えをお願いしたものをプリントアウトしたものです。

それでは、確認いたします。会議次第が1枚、

会議資料として、

資料1、個人情報の保護に関する法律。両面で41枚でございます。

資料2、個人情報保護制度見直しの全体像。カラー1枚となっております。

資料3、石狩市個人情報保護条例

資料4、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例

資料3と資料4はホッチキス止めしており、最後の1ページが資料4となっております。

資料4-1は、本日の追加資料で、石狩市情報公開条例となっております。

資料5、「石狩市個人情報保護条例」と「個人情報の保護に関する法律」の相関表。両面で1枚となっております。

資料6、諮問書の写しとなっております。

資料7、個人情報保護制度の見直しポイント、2枚となっております。
お手元にごございますでしょうか。

それでは、会議資料に沿って説明させていただきますので、ご覧ください。

資料1については、改正後の個人情報保護法になります。これ以降の説明では、「改正後の個人情報保護法」のことを「改正保護法」と呼ばせていただきます。法律のタイトルの横に【第51条改正後】とありますが、これは令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第51条の規定による改正後の個人情報保護法という意味です。この整備に関する法律では、61本の法律をまとめて改正しています。

この改正保護法について、大まかに章ごとに説明いたしますと、第1章では、この法律の目的や、言葉の定義などの「総則」について、第2章では、国と地方公共団体の責務等、第3章では、個人情報の保護に関する国や地方の施策、苦情処理について、第4章では、民間企業を対象とした個人情報を取扱う事業者等の義務等について、第5章では、国、都道府県、市町村など行政機関等の義務等について規定されています。これまで、石狩市個人情報保護条例で規定されていた事項は、おおむねこの章に定められています。第6章では、今後、全国における個人情報の取扱いについて所管することとなる個人情報保護委員会について定められています。そして、第7章に雑則、第8章に罰則が規定されています。全185条から構成されています。

次に資料2にまいります。「個人情報保護制度見直しの全体像」についてです。上部の黄色い枠の中に、3本の法律が1本の法律に統合され、今後は、全国的な共通ルールになるなど、要点がまとめられています。

そして、この図の下の左側【現行】の部分になりますが、左側の青い枠組で上から、所管、法令、対象、学術研究、個人情報の定義等とあります。この部分の「対象」には、左から、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等とそれぞれ記載されています。いずれの対象もその上に記載されている法令の名称や、それらの所管が異なっています。

例えば、左側の列の赤色の部分、国の行政機関ですと、適用される法律は、「行政機関個人情報保護法」その所管は総務省となります。

同様に、右側の列の黄緑色の部分、地方公共団体等の場合、適用される法令は、各地方公共団体で制定している「個人情報保護条例」、その所管は各地方公共団体となっております。

地方公共団体においては、この図では占めている面積は小さいのですが、全国の都道府県、市区町村、一部事務組合・広域連合の個人情報保護条例

が合計して2000個以上ありまして、それぞれの規定内容や解釈の仕方が異なるため、様々な問題が指摘されてきました。これを「2000個問題」と呼ぶ場合もあります。

このように、現行の法制では、個人情報を取扱う主体ごとに適用される法令やその所管が異なっていました。この現行の法制が、この度の改正により、右側の赤い点線枠で囲まれた【見直し後】の図のとおりとなり、国の行政機関を規律していた行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を規律していた独立行政法人等個人情報保護法、民間事業者を規律していた個人情報保護法、これらの3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、統合後の法律において全国的な共通ルールが規定されました。

これによって、個人情報保護制度の全体の所管についても、個人情報保護委員会に一元化されることとなります。施行日が令和5年4月1日となっており、それまでに既存の条例の改廃等が必要となってきます。

この資料の一番下の右側に米印がありまして、「条例による必要最小限の独自の保護措置を許容」と小さい字で書いてあります。

このように地方公共団体が条例を制定する際にも、必要最小限の規定にとどまるという制限を受けております。

次に資料3と資料4は、ホッチキスでまとめています。資料3は、現行の石狩市個人情報保護条例、資料4は、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例、そして、資料4-1は、現行の石狩市情報公開条例となっています。

資料3の石狩市個人情報保護条例は、来年の3月末で廃止、資料4の石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例は、一部改正を予定しております。資料4-1の石狩市情報公開条例については、改正を予定していません。

次に資料5にまいります。これは、現行の「石狩市個人情報保護条例」と「個人情報の保護に関する法律」先ほどより、改正保護法と呼ばせていただいております、これらの相関表となります。

現行の石狩市個人情報保護条例の条文を「1条から41条まで」左側に並べており、条文の横に保護条例の見出しや内容が記載されています。

今回の法改正により、全国の地方公共団体の条例が改正保護法にまとめられることから、石狩市の現行条例で定めている内容が、改正保護法にどのくらい規定されているかを整理したものです。

自己情報に関する権利について、この表では太字にしていますが、条例第14条の開示請求権、条例第24条の訂正請求権、条例第27条の利用停止請求権の3つの権利については、改正保護法においても規定されており、網掛けをした部分以外については、「改正保護法」と“番号法”や“マイナ

ンバー法”とも言われる「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の法律においておおむね規定されているところです。

そして、網かけをしている条例第5条の「市民の責務」、第11条のオンライン結合については、法律では規定されていません。

改正保護法の第4条で「国の責務」、第5条で「地方公共団体の義務」が規定されていますが、条例第5条で定めている「市民の責務」については、この法律では規定されていません。

条例第11条の「オンライン結合」については、改正保護法では、第66条で安全管理措置、第69条で第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしておりません。条例で規定することも認められていません。

次に、資料6は、先ほど市長が読み上げました諮問書になります。

本日、何度か耳にされていると思いますが、今後は、法律が全国共通ルールとなり、現行の個人情報保護条例は廃止となります。新しく制定される個人情報保護法の施行に必要な条例では、必要最小限の独自の保護措置のみを定めることが認められました。

今回の諮問書では、審査会でご審議いただく内容として、今後、石狩市が議会に上程予定の条例事項に焦点を絞っております。

資料7は、資料6の諮問書の最後に挙げられている5項目を中心に、「個人情報保護制度の見直しポイント」として、要点を整理しています。今回、審査会で要点などをご審査いただいた内容を踏まえて、条例案を作成する運びとなっています。

右上の点線枠内に記載しているのが、「国からの指針」でありまして、今回の法改正により、条例で定める必要度が記載されています。

整理番号1から6までの中では、必ず「条例で定める必要がある事項」は、整理番号1の「開示請求の手数料」の項目だけとなっています。

整理番号2から4までは、「必要に応じて条例で定める事項」、整理番号5の「運用状況の公表」は、「条例で定めることを妨げるものではない事項」、整理番号6の「審査会への諮問事項」については、「各地方公共団体の判断」と示されています。

このように条例改正の内容について、国からの指針が示されていますが、今後、全国共通のルールとして法律で定められた個人情報保護事務を実施するために、規則、逐条解説、ガイドライン、事務対応ガイドなどが国から示されています。中でも、事務対応ガイドは、600ページに近いボリュ

ームとなっています。

ここで事務局からの説明を一度区切らせていただきます。

【向田会長】 はい。ありがとうございました。諮問内容に対応した議論は後ですることにして、資料7の最初の方まで説明が終わったということで、ここまで何かご質問ありましたら、どうぞ自由をお願いします。

確認ですが、資料5の石狩市個人情報保護条例の第11条「オンライン結合による提供の制限」が、法律の条文ではいくつかに分かれているということなんですか？

【事務局】 改正保護法の第66条で「安全管理措置」、第69条で「第三者提供の制限」こういった規定を設けていることから、オンライン結合の有無に関わらず、必要な措置が図られるという考え方で、国からは条例で定めてはいけなと示されております。

【向田会長】 オンライン、オフラインで分けることはしなくなったということでしょうか。

【事務局】 はい。

【向田会長】 わかりました。これは、国が個人情報の保護等に関して一元的に管理しましょうということですね。

そうすると結局、しっかりやってくれなければ、だだ漏れになっちゃうと。そして、そのために特別な委員会を作るとということなんですか。個人情報保護委員会について説明していただくと良いのですが。

【事務局】 今回の見直しの中で、先ほど「2000個問題」という話をいたしました、資料2の地方公共団体等の部分だけで、それぞれ市町村ごとに違う条例をつくっております、自治体ごとに解釈が微妙に異なっているという現状があって、個人情報の取扱いについても厳しく取り扱ってるところと、少し緩やかに取り扱っているところがあります。

このように、同じ市町村にあっても個人情報の取扱いに関して、厳しすぎて運用がうまくいかなかったり、事務が効率的に進まなかったり、そういった実態もあったようです。そこで個人情報の取扱いについて全国で共通のルールを策定し、さまざまな解釈が生まれないように、個人情報保護委員会という国の独立行政委員会で統一した解釈をし、それに基づいて、日本全国どこでも個人情報が同じような形で取り扱われるようにしようということになりました。

そして、法律の大きな改正の趣旨としては、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化、この部分が、今回の改正の大きな幹となるかと思えます。以上です。

【向田会長】 1つは、全国的に基準を統一しようということですが、裁判例が蓄積された結果、統一されていくことが通常ですが、総務省等で調査をして、ばらつきがあることが統計上明らかにされたのでしょうか？

【事務局】 法令が改正されたのは昨年ですが、2020年に国の方から、全国の地方公共団体に対して、個人情報保護条例の中身について、どのような内容が条例に盛り込まれているか実態調査が行われています。

【向田会長】 それから、もう1つの「データ流通」については、意見書など何か国の考え方が示されたのでしょうか？

【事務局】 近年、ビッグデータの活用ということで、平成29年から民間企業では、小売、金融、医療・福祉などの事業分野で匿名加工情報が、既に実施されています。

また、匿名加工情報の利活用の想定事例として、民間企業の例になりますが、交通系ICカードの乗降履歴等を複数の事業者間で分野横断的に活用することにより、新たなサービスなどを生み出す可能性も挙げられています。

「個人情報保護」、「データ流通」という2つの分野を両立させようという形で、今回の法改正が行われております。

【向田会長】 それを、上からまとめるのが個人情報保護委員会だと。

【事務局】 そうなります。

【向田会長】 そういう建付けになっているんですね。

【事務局】 はい。

【向田会長】 他にご意見等ありますでしょうか。

【斯波委員】 資料5の関連表ですね、今のご説明からすると、結果的に今まで使っていた条例は使えないと。国の一本化した法律で実施し、なおかつ、若干足りないところは、条例で補足してくださいと、全体像としてはそういう感じですよ？

【事務局】 はい。大枠では、斯波委員がおっしゃられたとおりです。

【斯波委員】 それで、この資料5の関連表を条文ごとに比較しながら、見ようとしました。

大体はですね、表現的には違うところはありますが、国の方がかなり細かく規定しているという印象があって、現行条例の条文はある程度、改正保護法の方にほとんど入っていて、さらに詳しく改正保護法に書いてある部分もありますので、そういう意味では、今の条例を廃止しても特に不都合はないのかなと思ってました。

あとは、必要最小限、市でどういうところを決めて、従来と同じような形でもって執行できるかどうかということを検討していけば良いという、全体的にはそういう感じでよろしいでしょうか。

【事務局】 よろしいかと思えます。

【斯波委員】 わかりました。

【向田会長】 独立行政委員会ですが、事務としては膨大な量になりますね。

【事務局】 今回の法改正により、個人情報保護委員会によって個人情報の取扱いについて解釈が一本化されるということで、全国から質問を受け付けていますが、質問をしても実際に回答が来るのが3ヶ月後などになっています。昨年末12月ぐらいに照会したものの回答が、今年の6月になってから返ってきたこともありました。全国から質問が来たものを一つにまとめてQ&Aで回答しているので、委員会としての事務も増えている状態だと推測します。

【斯波委員】 地方自治体も2000以上あるというのですから、そこから1つずつ質問が来ると、膨大な量になりますよね。

【事務局】 はい。そうなると思えます。

【向田会長】 いかがでしょうか。他にご意見無いようでしたら、諮問に沿って1つずつやっていきたいと思えますが、よろしいですか。

それでは諮問に応じて、まず1番目、開示請求のところから1つずつやっていきたいと思えます。まず説明を受けて、議論していきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

【事務局】 はい。それでは、整理番号の内容に移ります。

整理番号1の開示請求の手数料につきましては、改正保護法では第89条第2項で地方公共団体の開示請求に係る手数料は、条例で定めるように規

定されています。

国の場合、政令により、請求につき1件の手数料が、オンラインの場合は200円、その他は300円と定められており、郵送の場合、これに郵送料も加わります。

今回の条例改正における市の方針は、現行の保護条例と同様に、開示請求に係る手数料については無料とし、公文書の写しの交付が必要な方には、コピー代などの実費を負担していただくという内容となっております。以上です。

【向田会長】 この点については、従来と変わらない形で作りたいということですね。

【事務局】 はい。石狩市では、手数料は今までどおり無料としまして、現在、コピーが必要な方については、1枚20円のコピー代を負担していただいています。これは、実費という形で、紙代、コピー代、コピー機にかかる費用ですとか、そういったものを含めて、20円という金額になっております。閲覧するだけでしたら、無料となっております。

【向田会長】 こういうことで、開示請求手数料は従来と変わらないということですので、これはよろしいですか。

【各委員】 =承諾=

【向田会長】 はい。そういうことで、2番目の開示決定等期限について、説明をお願いします。

【事務局】 はい。整理番号2の開示決定等について、この期限は、開示請求があった日から開示決定をする日までの期間のことですが、改正保護法第83条第1項では30日以内と規定されています。

今回の条例改正における市の方針は、現行の保護条例と同様に、14日以内とする内容となっております。以上です。

【向田会長】 こちらについても、変わりはないということですよ。

【事務局】 はい。こちらについても、法律では30日以内となっているんですけども、現行制度と市民サービスの面も考慮しまして、これまでどおり14日以内という設定をしたいと考えております。

【向田会長】 法律では30日以内ですが、その範囲内において条例で定めることは自由ということでしょうか？

【事務局】 そのとおりです。

【向田会長】 従来どおり14日としたいということで、特に変更もないので、これもよろしいでしょうか。

【各委員】 =承諾=

【向田会長】 はい。認めたいと思います。

【事務局】 次に、整理番号3になりますが、これも開示決定等の期限についてですが、これは大量請求の場合についてです。

開示請求に係る保有個人情報著しく大量である場合に、開示請求があった日から開示決定をする日までの期間が改正保護法第84条では60日以内と定められているところを、今回の条例改正における市の方針では、整理番号2の14日に30を加えた44日以内とする内容となっております。以上です。

【向田会長】 現在は、やむを得ない理由があるときは、45日が限度ということですね。基本的には変わらないということでしょうか？

【事務局】 はい。そうです。

【向田会長】 法律との整合性を考えて、30日を足した44日との説明でしたが、ご質問はございますでしょうか。これも特に条例からの大幅な変更は無いので、よろしいですか？

【各委員】 =承諾=

【事務局】 次は、整理番号4にまいります。こちらは、改正保護法と情報公開条例で定めている不開示情報の調整の内容となります。

改正保護法第78条第2項ハでは、公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、所属までの開示と定められています。石狩市情報公開条例の別表と個人情報保護条例の第16条に定める不開示情報の取扱いについては、市の職員が公務を行った場合には、氏名まで開示をしていました。

今回の条例改正における市の方針は、現行の事務取扱いと同様に、開示請求があった場合、市の職員が公務を行った場合に氏名まで開示するものと定めるものです。

【向田会長】 これも従来どおりの取扱いということですね？

【事務局】 はい。これまで公務に携わる内容ということで、情報公開請求又は個人情報保護請求があったときには、氏名まで職員の名前を開示していたので、引き続き同様の取扱いをしたいというふうに、考えております。

【向田会長】 という説明ですが、意見等あればどうぞ自由に。

【斯波委員】 先程の説明の中で、情報公開条例は今回改正をしない方針だということがありましたよね。ですから、別表で「氏名」と書いてあり、これを変えないということですから、そうすると、今回の新しくつくる条例もそれに合わせたと考えてよろしいでしょうか？

【事務局】 はい。そのとおりです。

補足ですけれども、今斯波委員がおっしゃられたとおり、情報公開条例は今回改正しないのですが、情報公開条例と個人情報保護条例については、情報を扱う条例として対の関係になりまして、情報公開条例は、どなたでも請求することができ、不開示情報がない限り公開するという中身になっています。

一方、個人情報保護条例は、市役所にある本人の情報を請求によって公開するという制度ですが、例えば本人に関する情報であっても、それが不開示情報に定められている、他の方の個人情報や企業に関する事業活動情報等であれば、見せられないこととなっています。

今回、既にある情報公開条例との不開示事項の調整というのは、それぞれの地方公共団体で規定して構わないという形で、国から示されています。

そういった背景もございまして、今回調整をさせていただきたいと考え

ております。

【向田会長】 はい。何かご質問もありますか。特にだから、特別なことをしているわけじゃない。ということですね。よろしいですかこれも。

【各 委 員】 =承諾=

【向田会長】 はい、それじゃこれもよろしいということで。続きまして、諮問の5番目、運用状況の公表というものです。

【事 務 局】 はい。整理番号5になります。運用状況の公表です。改正保護法の第165条第2項の規定になりますが、今後は、個人情報保護委員会が、個人情報保護制度の実施状況について概要を公表することになっています。

これまで情報公開制度と個人情報保護制度については、この審査会で報告した後、市のホームページで公表をまいりました。

市としては、今後も国の公表とは別に、従前同様、市のホームページで公表することを考えております。そういった内容を記載しています。以上です。

【向田会長】 これも従来と同じ形で公表したいということですね。

【事 務 局】 はい。

【向田会長】 ということで、よろしいでしょうか。

【各 会 員】 =承諾=

【向田会長】 はい。その次です。

【事 務 局】 はい。整理番号の6になります。

こちらの審査会への諮問事項となっています。今回の法改正に当たり、国からのガイドライン等により、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合などについて、類型的に審議会などへの諮問を要件とする条例や、法律を内容と重複する条例を定めてはならないとされました。

石狩市個人情報保護条例でも8条第3項第7号で個人情報の収集について、第10条第6号で個人情報の利用及び提供について、第11条第2項でオンライン結合について定めていまして、審査会の意見を聞いた上で、これまで実施していましたが、今後については、条例に定めることもできなくなりまして、今話した内容については、諮問ができなくなります。

これから審査会には、開示決定等や不作為に係る審査請求について諮問することとなりまして、関係する条文を整理するというふうをお願いしたいと考えております。以上です。

【向田会長】 法律の抵触が生じるので、それは避けると。どういう条例を作るかわかりませんがそれを考えて作るという形ですね？

【事 務 局】 はい。イメージとしましては資料4に審査会条例がございまして、第1条に諮問する項目が出てまして、第1条第2号において、「石狩市個人情報保護条例の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。」と定めておりますが、規定に引用されている、石狩市個人情報保護条例というものが今回なくなってしまうものですから、今後は、ここの部分に新しい法律の根拠規定が入ってきます。今回の改正で必ず変わってしまうという箇所になります。

あと、それ以外に関係する部分あるかもしれませんので、その分については整理という形で、調整させていただきたいと考えております。

【向田会長】 ということでございますが、この点もよろしいですね。

【各 委 員】 =承諾=

【向田会長】 今までの1から6までの全体を通して何かご意見はありますか？

【各委員】 特にありません。

【事務局】 あと、事務局からですけども、今回の石狩市の条例改正には、直接は関係しないのですが「その他」ということで、今回の法改正によって大きく変わった部分について、補足で説明をさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

【向田会長】 どうぞ。

【事務局】 それでは、「その他」の部分になりますが、諮問事項に関する内容以外で、今回の法改正によって新たに規定、整理された内容について説明させていただきます。

「ア」で、条例要配慮個人情報となります。「ア」については、「条例要配慮個人情報」というふうに頭に「条例」の文言がついておりますが、これが無い「配慮個人情報」については、改正保護法の第2条第3項で定義がされています。この改正保護法第2条第3項ですが、ここではその本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害の事実、その他本人に対する不当差別が生じないように、その取扱いに配慮することが必要な個人情報、このように定められています。

今「ア」で取り上げた、条例要配慮個人情報というのは、改正保護法の第60条第5項によって地域の特性などに応じて、その取扱いに特に配慮を要するものを条例で定めることができるとされています。

法律上、規定はされておりますが、地方公共団体から国に対して、「条例」の要配慮個人情報について、国で具体例などをイメージしているでしょうか？といったような質問に対しても、国の方で具体的に、想定されているものはないというふうにしていきます。

北海道においても、条例要配慮個人情報というのは、特に定める予定はないというふうに聞いておまして、現在の石狩市の個人情報保護条例においても、特に規定している内容も無いことから、石狩市では、そのような情報は想定しておらず、定めない方向で考えています。

続けて、「イ」として個人情報ファイル簿と個人情報事務登録簿とあります。個人情報事務登録簿も個人情報ファイル簿もともに、市が事務を行うために、個人の氏名、生年月日、個人別に付された番号等により、パソコン等の電子計算機ですとか、紙での保管方法を問わず、特定の個人情報を検索できるように、体系的に構成したものを示しています。一言で言いますと、個人情報のデータベースというものです。

条例第7条で定められていた個人情報事務登録簿が、改正保護法の第75条に規定する個人情報ファイル簿に変更となりまして、全国統一の様式となります。

石狩市では個人情報事務登録簿という名称を使っていましたが、その名称及び内容も自治体によってまちまちであったものが、今回、全国統一の様式ということで、同じ項目をファイルとして整理するというような変更になっております。

「ウ」は、行政機関等匿名加工情報。これについては、行政機関が保有する個人情報を、個人情報保護委員会規則で定める基準に従って特定の個人が識別できないようにして、加工し、匿名加工情報を民間事業者に提供するという制度になっています。法律では第5章の第5節に書かれています。

この主な流れについてですが、今、国が行なっている例としましては、国が募集要項を作成し、募集する個人情報ファイル簿を公表します。そし

て、個人・法人からの事業の提案を待ちます。その提案があった後に審査を行い、審査が終了した後に、申込者が国と契約を締結して、国が匿名加工情報提供するというような流れになっています。

この行政機関匿名加工情報につきましては、国は既に実施されていまして、都道府県と政令指定都市については、来年の4月から施行することが決まっています。

ただし、市町村については、当分の間実施しないこととされておりまして、石狩市においても今のところ実施する予定はないという状況でございます。大まかですけども、説明につきましては、以上でございます。

【向田会長】 今の、ア、イ、ウについてご質問ある方、御質問ありますでしょうか。要するに、条例要配慮個人情報、今回定めないということですね。

それから、これまでの個人情報情報事務登録簿が個人情報ファイル簿に変更になるということ、行政機関等匿名加工情報については、石狩市では、当分の間実施しない。ということですね。

以上で事務局からの説明がすべて終了しましたが、何かご意見ありませんか。特になければ、これをもって諮問案を認めるとする答申でよろしいでしょうか？

【各 会 員】 =同意=

【向田会長】 そうすると、答申については、それでOKということにしましたので、よろしくをお願いします。

【東 課 長】 長時間にわたり、ありがとうございます。答申の方を頂戴いたしまして、改めて感謝申し上げます。

それからこの後、答申書の作成についてですが、本日の審議内容に沿って、答申書の原案を作成いたしまして、文言等の整理につきましては、会長に一任という形でお願いしたいと考えております。

それから、詳細につきましては会長にご指示を頂きながら、事務局の方で案を作成したいと思いますので、この点につきましては、ご理解を賜りたいというふうに存じます。よろしくお願いいたします。

【向田会長】 できあがったら、皆さんに内容についてご説明するということですね。

【東 課 長】 はい。

【向田会長】 ということで、今日は事務局の丁寧な説明により、議事をスムーズに進行できましたので、どうもありがとうございました。

先ほど言いましたように、答申案につきましては、事務局と打ち合わせをして、文言等をとりまとめたと思います。よろしくお願いいたします。

【東 課 長】 ありがとうございます。最後に、事務局の方から連絡でございます。

この後の予定についてですが、本日、審査会から頂いた答申を反映させる形で、条例案の作成に取りかかってまいります。

それから、本年12月に開催されます、第4回石狩市議会定例会に条例案を上程することを予定しております。

委員の皆様には、この条例案ができあがった段階、恐らく11月下旬頃になろうかと思いますが、お知らせすることで予定しております。事務局からは以上です。

【向田会長】 お疲れ様でした。

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印